XePhion 地域エッジクラウド インターネット利用規程

NTT ME 株式会社（以下「当社」といいます）は、NTT 東日本株式会社（以下、NTT 東日本といいます）の提供する「地域エッジクラウド タイプ V」（以下「地域エッジクラウド」といいます）および「インターネット GW」の利用を条件として提供する「XePhion 地域エッジクラウド インターネット」（以下「本サービス」といいます）について、当社の提供するインターネット接続サービス「WAKWAK」の契約者（以下「契約者」といいます）に対し、以下のように利用規程（以下「本規程」といいます）を定めます。

本規程は、WAKWAK 利用条件等について当社が定めた WAKWAK 利用規約（以下、WAKWAK 利用規約といいます）に基づく個別規程に該当し、WAKWAK 利用規約の一部を構成します。WAKWAK 利用規約と本規程が異なる場合には、本規程が優先されます。

「地域エッジクラウド」については、NTT 東日本の定める「地域エッジクラウド タイプ V 利用規約」が適用されます。契約者は本規程および NTT 東日本の定める「地域エッジクラウド タイプ V 利用規約」を、WAKWAK 利用規約とともに遵守していただきます。

■契約単位
第 1 条
契約者は NTT 東日本が提供する「インターネット GW」1 契約に対し、1の本サービス契約を締結いただきます。

■契約の申込
第 2 条
本サービスの利用を希望する契約者は、あらかじめ WAKWAK 利用規約および本規程（以下、あわせて本規程等といいます）、並びに NTT 東日本の「地域エッジクラウド タイプ V 利用規約」に同意し、当社が指定する所定の手続きに従って申込手続きを行っていただきます。

■適用の条件
第 3 条
本サービスは NTT 東日本が提供する「地域エッジクラウド」および「インターネット GW」の契約が別途必要です。
2. 「地域エッジクラウド」の契約者が、「地域エッジクラウド」利用料金等の消費税について免税扱いとなっている大使館および大使等に該当するときには、本サービスは提供できません。

■申込の承諾
第 4 条
当社は、WAKWAK 利用規約第 7 条の規定にかかわらず、契約者が以下の各号に該当する場合、本サービスの申込を承諾しないことがあります。
（1）「地域エッジクラウド」および「インターネット GW」の契約が成立していない、または成立する見込みがない場合
（2）その他、業務の遂行上著しい支障がある場合

■通信品質
第 5 条
当社は、契約者と NTT 東日本の「地域エッジクラウド」および「インターネット GW」の契約について、通信の品質をはじめ、何ら保証するものではありません。
2. 契約者は、NTT 東日本が提供する「地域エッジクラウド」および「インターネット GW」に関する問い合わせについては、NTT 東日本に対して行うものとします。

■本サービスの利用開始
第 6 条
本サービスを新規で申込む場合、WAKWAK 利用規約第 7 条第 1 項ないし第 3 項の規定にかかわらず、本サービスのサービス提供開始日は、NTT 東日本の「インターネット GW」のご利用開始日となります。

■接続サービスコースの変更
第 7 条
本サービス以外からの接続サービスコースから、本サービスへのコース変更はできません。また、本サービスから本サービス以外へコース変更することはできません。
2. 契約者が「100M ベストエフォートプラン」または「1G ベストエフォートプラン」を利用している場合には、当社の承諾を得た上で、いずれかのプランから他方への変更を行うことができます。

■契約の解約
第 8 条
契約者が本サービスの解約を希望する場合には、当社が指定する所定の手続きに従って申込手続きを行っていただきます
2.本サービスを契約中に、「地域エッジクラウド」および「インターネット GW」を解約された場合、当社指定の手続きに従って、解約していただきます。
3.本サービスの解約日は、月の途中に解約を届け出た場合でも、月末となりますが、解約日より前に NTT 東日本にて「地域エッジクラウド」および「インターネット GW」の解約を行った場合は、本サービスのご利用はいただけません。
4.解約月の本サービスの月額基本料金および本サービス利用規約別紙 1(2)に定めるオプションサービスの月額基本料金は全額支払っていただきます（日割計算等は行いません）。

■契約者情報の取り扱い
第 9 条
契約者は、本サービスの提供を目的として、以下の各号に定める事項について、NTT 東日本に対し、当社が取得した個人情報を提供する場合があることについてあらかじめ同意していただきます。
（1）「本サービス」の申込手続きの処理状況
（2）「本サービス」の契約の変更にかかる事実
（3）「本サービス」の契約内容
（4）「本サービス」の故障対応に必要な情報
（5）契約者からの問い合わせ内容
（6）契約者の利用料金支払い状況

■紛争の解決
第 10 条
当社は当社が提供するサービス以外については一切の責任を負いません。契約者と NTT 東日本との間で紛争が生じた場合においても、同様に、当該紛争については当事者間で解決いただくものであり、当社は一切の責任を負いません。

＊本規程に記載の会社名、製品名は、それぞれの会社の商標もしくは登録商標です。

※ 本規程は 2025 年 10 月 1 日より実施するものとします。
2026 年 7 月 1 日一部改定